

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症のサーベイランスに関する検討について

現状

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症サーベイランスは現在以下の方法で行っている。

◆ **インフルエンザの場合：全国約5,000か所の定点医療機関**から、以下の基準で患者数が報告されている。

①突然の発症、高熱、上気道炎症状、全身倦怠感等の全身症状を全てを満たす

(臨床診断。いわゆるインフルエンザ様疾患 (ILI)を含む)

②迅速診断キットによる病原体の抗原の検出

ただし、実際は上記②の迅速診断キットによる病原体の抗原の検出によりインフルエンザと診断し、報告される場合が多くを占める。

◆ **新型コロナウイルス感染症の場合：全数報告**

全国全ての医療機関からPCR等の検査で新型コロナウイルス感染症と診断された患者数が報告されている。

課題

◆ 臨床上、区別ができないインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を疑う患者のうち、実際にインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症である患者の割合が不明であり、検査をする際の検査前確率の把握が課題
⇒それぞれの検査前確率の評価を可能とするためのサーベイランスが必要

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症のサーベイランスに関する検討について

三重県での研究班の今冬の試み

2020年40週(9月末) から県内における全てのインフルエンザ定点医療機関 (72カ所) において、臨床定義 (※) でのILI及び新型コロナウイルス様疾患 (CLI)の報告を行う予定。ILI及びCLI報告が行われた症例についてはインフルエンザ及び新型コロナウイルス両方の病原体検査を行い、以下の指標を把握する。

- ① ILI患者数
- ② CLI患者数
- ③ ILIにおけるインフルエンザ陽性率 (＝インフルエンザ迅速検査陽性者数／インフルエンザ迅速検査施行数)
- ④ ILIにおける新型コロナウイルス陽性率 (＝新型コロナウイルス検査陽性者数/新型コロナウイルス検査施行数)
- ⑤ CLIにおけるインフルエンザ陽性率 (＝インフルエンザ迅速検査陽性者数／インフルエンザ迅速検査施行数)
- ⑥ CLIにおける新型コロナウイルス陽性率 (＝新型コロナウイルス検査陽性者数/新型コロナウイルス検査施行数)
- ⑦ 新型コロナウイルス鑑別対象患者数 (＝ILI＋CLI)
- ⑧ 新型コロナウイルス鑑別対象患者数におけるインフルエンザ陽性率 (＝インフルエンザ迅速検査陽性者数 / (ILI＋CLIのうち検査施行数))
- ⑨ 新型コロナウイルス鑑別対象患者数における新型コロナウイルス陽性率 (＝新型コロナウイルス検査陽性者 / (ILI＋CLIのうち検査施行数))

※ILI：突然の発症、高熱、上気道炎症状、全身倦怠感等の全身症状
CLI: ILI以外の上気道炎(発熱の有無は問わない) または味覚嗅覚障害



三重県の取組について、本研究班のサポートのもと、実施していただける都道府県を募集してはどうか。

参考：感染症発生動向調査（インフルエンザ定点）

- 感染症法に基づき、平成11年度より開始。
- 全国約 5,000 か所のインフルエンザ定点医療機関は、インフルエンザと診断した患者数（※）を報告。報告された患者数は、国立感染症研究所において、毎週「感染症発生動向調査週報」として、都道府県別の報告数などが公表。

（※）「インフルエンザと診断した患者数」は、検査診断による症例と臨床診断による症例。

- インフルエンザの発生・流行の動向（流行期入り、流行のピーク等を過去や都道府県別に比較）を把握し、感染症対策に活用することが目的。
- 過去のシーズンの流行との比較が可能。

参考：感染症発生動向調査におけるインフルエンザの届出基準

(1) 定義

インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザの原因となるA型インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等感染症の原因となるインフルエンザウイルスを除く。）の感染による急性気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

上気道炎症状に加えて、**突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴う**ことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

(3) 届出基準（インフルエンザ定点における場合）

ア 患者（確定例）

指定届出機関（インフルエンザ定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、**(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、[1]のすべてを満たすか、[1]のすべてを満たさなくても[2]を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合**には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

（中略）

[1] 届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

ア 突然の発症 イ 高熱 ウ 上気道炎症状 エ 全身倦怠感等の全身症状

[2] 届出のために必要な検査所見

検査方法：迅速診断キットによる病原体の抗原の検出

検査材料：鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液